

「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務仕様書

本業務仕様書は2024年度「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務に適用するものとする。

1. 業務名称

「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務

2. 委託期間

契約締結日から2025年3月31日まで

3. 業務内容の詳細

(1) 開催時期

- ・12月16日(月)～25日(水)までの10日間を開催必須の期間とし、15日(日)以前の期間を含めて開催することも可能。但し、終了日は25日(水)とする。
- ・ドローンショーなどのショーコンテンツについては、12月20日(金)～25日(水)の期間で、2日以上実施すること。

※開催時期、設営撤去のスケジュールについては契約後速やかに提示すること。

メリケンパークは、設営・撤去含めて12月6日(金)～12月31日(火)まで使用可能。

(2) ライトフェスティバルの企画および実施

(ア) イルミネーション

- ・クリスマスシーズンのイベントとして、イベントの名称も含めて、魅力的かつ市民や観光客にとって分かりやすいコンセプトとテーマ性を設定し、実施すること。イベント名称は提案内容を基に両者協議の上決定する。
- ・既存設備(照明や音響設備、噴水等 ※別紙参照)をライトフェスティバルのコンテンツとして使用する場合は、予め実行委員会の了承を得るとともに調整が必要となる場合がある。

【メリケンパーク】

- ・神戸ポートタワー(2024年4月リニューアルオープン)の外観照明
- ・神戸海洋博物館の外観照明
- ・メリケンパーク内の照明(BE KOBE モニュメント、噴水等)及び音響設備(スピーカー)

【周辺エリア】

- ・中突堤、新港第1突堤の照明

※照明については、カラー変更も含めて通常とは異なる演出を行うことができるが、維持管理業者との調整が必要。(調整に要する費用を本事業のイベント実施費用に含めて良いが、別途実行委員会で負担することはない。)

- ・ 施工中における演出の調整については下記を遵守すること。
 - ①照明調整：23 時以降も調整する場合は周辺施設へ周知すること。
 - ②音響調整：22 時以降の音出し調整は不可。
- ※①②にともに実行委員会に状況を報告すること。周辺状況により調整可能時間が変更になる可能性がある。

(イ) ドローンショーなどのショーコンテンツの企画および実施

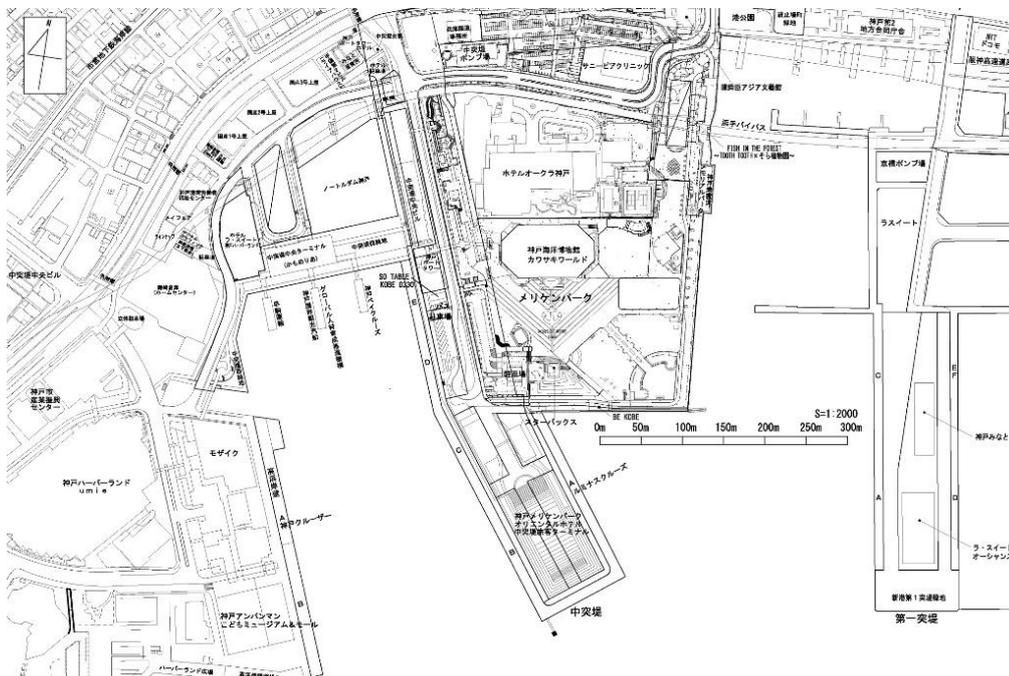
- ・ イルミネーションに加え、冬のお祭りとして相応しいショーコンテンツを実施すること。（ドローンショー、プロジェクションマッピング、音楽ライブ等）
- ・ ショーコンテンツは必ず事前告知を行うものとする。（サプライズではない。）
- ・ ショーコンテンツは有料としても構わないが、有料とする場合は中止（延期含む）時の対応を確実に行うこと。収入は原則事業費に充てることとするが、収入の一部を受託事業者の収入としても構わない。その場合は配分内訳を実行委員会に報告すること。

(ウ) 共通事項

- ・ 委託事業者は、設備・設置物の安全管理及び撤去や、関係機関（警察等）との連絡調整をすること。必要な損害保険に加入すること。
- ・ 契約締結後速やかに委託業務スケジュール及び運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会に提出すること。
- ・ 施工撤去期間の調整や作業中の注意事項については、必ずメリケンパークの指定管理者（神戸港“U”パークマネジメント共同事業体）に確認すること。
- ・ 運営にかかる事業推進については実行委員会と連携して行うこと。
- ※メリケンパークをはじめとするウォーターフロントエリアについては再開発工事が進行しているため事業者採択後、実現可能性も含め実行委員会と協議し、実施内容を決定することとする。

(エ) 実施場所

メリケンパーク（別紙参照）



(3) 警備

- ・イベント実施期間（設営撤去含む）に会場周辺に警備員を配置すること。
- ・警備員配置については、日毎の集客見込みを考慮した上で、安全確保に十分な人員を配置すること。
- ・夜間（22:00～6:00）においては巡回警備員として最低1ポストを配置すること。
- ・警備計画書を作成の上、兵庫県警（神戸水上警察署等）と協議し、安全な警備体制を構築すること。警備計画書は実行委員会へ共有すること。
- ・より安全にイベントを実施するため、メリケンパークをはじめとするウォーターフロントエリアの特性を熟知した事業者を選定すること。
- ・ドローショーなどのショーコンテンツを有料イベントとして実施する場合は、有料観覧者だけでなく周囲の雑踏対策も含めて警備を行うこと。

(4) 周辺事業者との連携

- ・例年12月は、周辺事業者においても各種イベントが開催されていることから、ウォーターフロントエリアにおける回遊性の向上に寄与するため、遊覧船やホテル、その他商業施設等との連携を図ること。

(5) 広報・プロモーション

- ・12月の恒例行事としての定着を図るため、ライトフェスティバルの開催前から計画的、効果的な広報及びプロモーションを実施すること。
- ※(株)神戸ウォーターフロント開発機構（神戸市外郭団体、以下KWD）は、ウォーターフロントエリア全体の情報発信に取り組んでおり、本業務の広報・プロモーションの実施に際しては、KWDとの連携を図ること。

（参考）神戸ウォーターフロント公式WEBサイト <https://kobewaterfront.com/>

(6) 協賛活動

- ・協賛を募る場合は、下記の内容を遵守すること。
- ・ライトフェスティバル事業における協賛企業として不相当と実行委員会が判断した場合は、採用しない場合があるため、必ず事前に相談すること。
- ・協賛企業の広告内容及び出店場所等は事前に本市と協議したうえで決定する。
- ・広告物を配布する場合、配布物の内容・配布方法等について事前に本市の了解を得ること。
- ・協賛金の場合は、受託事業者で集約した後、実行委員会と協議のうえ、一部手数料として受託事業者の収入とすることができるものとし、残りは一括して実行委員会に納入すること。ただし、物品の協賛については別途協議する。

(7) 成果品の提出

- ・報告書をデータで納品（報告書・参考資料：PDF、写真：JPG）
- ※実施年度における課題点を踏まえ、次年度に向けた提案も含めること。

4. その他

- ・業務全体を総括する総括責任者及び管理者を選任し、実行委員会と密に連携が取れる体制とすること。

- ・本業務仕様書に疑義が生じた場合は、実行委員会職員と十分に協議すること。
- ・契約締結後、ライトフェスティバル実施期間までの間は必ず進捗報告をすることとし、1～2週間に1度定例会を実施すること（WEB会議でも可能）。
- ・定例会の内容については下記のとおりとする。
 - ①ライトフェスティバルにおけるコンテンツの内容、作業スケジュール
 - ②警備計画の策定状況
 - ③周辺事業者との連携、広報・プロモーションの進捗状況
 - ④協賛活動、その他共有すべき事項
- ・ライトフェスティバル実施期間の1ヶ月前までにはコンテンツの内容、連携事業、会場レイアウト等を必ず確定させること。

5. 注意事項

(1) 善管注意義務

事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。

(2) 第三者委託

事業者は、当該事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、実行委員会と協議を行い、認められたものについては、当該事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。（市内に事業所を構える企業への再委託等を優先的に行うこと。）

(3) 関係法令の遵守

事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。

(4) 業務実施にあたっての注意点

以下の事項を含む企画内容で企画実施することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・実行委員会又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・神戸市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・その他社会通念上に照らして実行委員会が不相当と認めるもの